

今回、当財団の動画学習サイト内のコーナー「交通安全トピックス」にて、新コンテンツ『16歳以上が対象！自転車の“青切符制度”とは』を公開しました。

本年4月1日より改正道路交通法が施行され、16歳以上の自転車運転者による交通違反に対し、自動車と同様に反則金を納めれば刑事罰が科されない、いわゆる「青切符」による取締りが導入されます。

青切符制度の導入は、検挙された違反者に前科がつくことをなくし、実効性のある責任追及を可能とする一方で、自転車関連事故の抑止を図ることを目的としています。

その一方で、本制度の導入により、「これまでよりも自転車の取締りが厳しくなるのではないか」「歩道を走行して捕まるとすぐに反則金を払わなければならないのではないか」といった心配をする声も聞かれます。

当動画では、全交通事故に占める自転車関連事故割合の増加や、自転車交通違反での検挙件数の急増など、本制度導入の背景ともなる自転車の交通安全の現状をまず整理しています。

その上で、本制度により何が違って何が変わらないのか、前述した心配する声への回答も含めて詳しく解説しています。

ご承知の方も多いと思われませんが、自転車乗用中の死傷者が最も多い年齢層は「15～19歳」です。その中心にある高校生の皆さんに対しては、本制度の目的（事故やそれに繋がる違反の防止）の理解促進、そしていま一度自転車利用時のルール・マナー遵守について指導・注意喚起をされてはいかがでしょうか。

今回公開したコンテンツは以下 URL よりご覧いただけます。

『16歳以上が対象！自転車の“青切符制度”とは』

<https://jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch06>

尚、当財団では自転車などの交通安全について、専門講師による出前授業を実施しています。

自転車青切符制度についても解説します。どうぞご利用ください。

メニューやお申込み方法等の詳細については、以下 URL をご参照願います。

<https://jaef.or.jp/lifestyle-teacher/>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyuiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>